

# 慰労金交付事業

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに慰労金が給付されます。  
医療機関等を通じた申請・給付となります。

## 慰労金の内容

- 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員※<sup>1</sup> に対し、慰労金として最大 20 万円が給付されます。
- その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円が給付されます。

※<sup>1</sup> 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

## 給付対象・給付金額

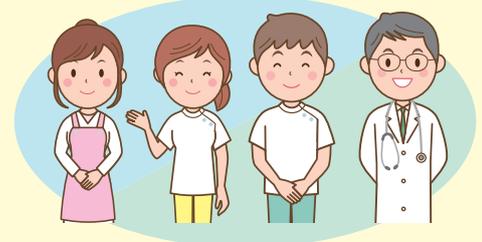
医療	
20万円	実際に新型コロナ患者を診察した医療機関や検査所の従事者や職員
10万円	受け入れ体制を取ったが、新型コロナ患者の診療に至らなかった医療機関の従事者や職員。都道府県から役割を設定された医療機関等
5万円	それ以外の病院や診療所の従事者や職員

※各都道府県における「コロナ患者1例目発生日または受け入れ日のいずれか早い日」から6月30日までの間に通算して10日以上勤務した人が対象。

## 慰労金を受給するための流れ

※以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

- ①自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。**  
自医療機関等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認します。
- ②慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。**  
患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した人を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。委任状は医療機関等で保管します。 ※7月20日頃から各都道府県で順次、申請受付開始。
- ③申請書等を作成します。**  
所定の様式により、申請書等を作成します。  
都道府県によっては一部異なる場合があるため、申請の際には、今後各都道府県のホームページに掲載される情報をご確認ください。
- ④申請書等を原則としてオンラインにより提出します。**  
③で作成した申請書等について、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出します。
- ⑤都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。**  
都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の国保連から慰労金が振り込まれます。 ※給付は8月下旬以降になる見通し。
- ⑥対象となる医療従事者や職員に慰労金が給付されます。**  
対象となる医療従事者や職員に慰労金が給付されます。  
※ 慰労金は非課税所得となります。
- ⑦慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行います。**  
慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、都道府県に対して、所定の様式により実績報告（対象者への振込記録、受領簿等が必要）を行います。支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算が行われます。



### 〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html)

※厚生労働省の問い合わせ先は8月以降、変わる可能性があります。

